

公 告

広陵町空家等実態調査及び空家等対策計画策定業務委託公募型プロポーザルを実施しますので、次のとおり公告します。

令和8年2月6日

広陵町長 吉 村 裕 之



(1) 業務名

広陵町空家等実態調査及び空家等対策計画策定業務委託

(2) 募集の方法

公募型プロポーザル

(3) 業務の目的

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年号外法律第127号）に基づき、空家等の実態調査及び空家等に関するデータベースの更新を行うことで、広陵町の空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(4) 業務の内容

別紙1「広陵町空家等実態調査及び空家等対策計画策定業務委託仕様書」のとおり。

(5) 委託契約期間

契約締結日から令和10年3月24日（金）まで

ただし、空家等実態調査業務については、令和8年度中に実施することとし、契約締結日から令和9年3月26日（金）までとする。空家等対策計画策定業務については、令和9年度中に実施することとし、契約締結日から令和10年3月24日（金）までとする。

(6) 提案限度額

本業務に係る見積額の上限額は、令和8年度事業分として6,660,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）、令和9年度事業分として6,540,000円とし、合計額は13,200,000円とする。

なお、年度毎の上限額を超えた提案は無効とする。

(7) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（単独の事業者又は複数の事業者で構成される事業者グループ）は、以下の条件を全て満たす者とする。

- ① 令和8年2月1日時点において、広陵町建設工事及び測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格若しくは物品購入等に係る競争入札及び随意契約参加資格のいずれか若しくは両方に登録があること。

【グループの場合、構成する全ての事業者が条件を満たすこと】

- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第6号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

【グループの場合、構成する全ての事業者が条件を満たすこと】

- ③ 広陵町から指名停止措置を受けていないこと。
【グループの場合、構成する全ての事業者が条件を満たすこと】
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと、及び該当する事実があった日から2年経過していない者であること。
【グループの場合、構成する全ての事業者が条件を満たすこと】
- ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
【グループの場合、構成する全ての事業者が条件を満たすこと】
- ⑥ 広陵町暴力団排除条例（平成23年12月広陵町条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団及び暴力団員及び同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
【グループの場合、構成する全ての事業者が条件を満たすこと】
- ⑦ 納付すべき国税及び地方税の滞納がない者であること。
【グループの場合、構成する全ての事業者が条件を満たすこと】
- ⑧ 管理技術者又は照査技術者自身が、技術士【建設部門】、技術士【総合技術管理部門（建設部門）】又は【RCCM（都市計画及び地方計画部門）】の資格を有すること。
【グループの場合、構成するいずれかの事業者が条件を満たすこと】
- ⑨ 国、特殊法人等、公共法人又は地方公共団体が過去3年以内（令和5年度～令和7年度）に発注した空家等実態調査業務又は空家等対策計画策定業務委託について、元請（共同企業体の構成員である場合を含む。）として受注した実績があること。受注実績は、履行中のものも含む。
【グループの場合、構成する全ての事業者が条件を満たすこと】
- ⑩ 受託者は、本業務内で利用するデータの情報保護及び品質管理の観点から、次のいずれかの資格を取得しているものとし、併せて契約時に登録書（写）を提出するものとする。なお、事業者グループにより参加する場合は、グループを構成するいずれかの事業者が、資格を取得していれば良いこととする。
- （ア）情報セキュリティマネジメントシステム（JIS Q 27001:2014）
- （イ）プライバシーマーク（JIS Q 15001:2006）
- 【グループの場合、構成するいずれかの事業者が条件を満たすこと】

（8）その他

その他本業務については、別紙「広陵町空家等実態調査及び空家等対策計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領」及び「広陵町空家等実態調査及び空家等対策計画策定業務委託 仕様書」を参照すること。